

『本文書は、これまでの経験を踏まえ、感染リスクが高いと考えられる場(飲み会)を想定して作成されたものである。』

換気が良く、座席間の距離も十分で、  
適切な大きさのアクリル板も設置され、  
混雑していない店を選択。

食事は短時間で、深酒をせず、大声を出さず、  
会話の時はマスクを着用。

人数が増えるほどリスクが高まる。できるだけ、  
同居家族以外では  
いつも近くにいる4人まで。

外出はすいた時間と場所を選んで。  
特に平日・休日ともに混雑した場所での食事は控えて。

卒業旅行、謝恩会、歓送迎会は控えて。  
花見は宴会なしで。

仕事は組織トップが決意を示し、リモートワークで。

## 同一の場で2人以上が感染したとして報道等された事案の件数

### 5759件

(令和3年3月29日(月)0時時点で報道されている件数)  
(前週最初の営業日(3/22日(月)) : 5617件、前週比+142件)

※ 自治体のプレスリース等をもとに、同一の場で2名以上の感染者が出ている集団感染等として報道等された事案を集計したもの

#### 内訳 :

- ・ 医療機関 992件 (前週最初の営業日972件 : +20件)
- ・ 福祉施設 1570件 (前週最初の営業日1540件 : +30件)
- ・ 高齢者福祉施設 1176件 (前週最初の営業日1156件 : +20件)
- ・ 障害者福祉施設 127件 (前週最初の営業日126件 : +1件)
- ・ 児童福祉施設 267件 (前週最初の営業日258件 : +9件)
- ・ 飲食店 1064件 (前週最初の営業日1025件 : +39件)
- ・ 運動施設等 103件 (前週最初の営業日99件 : +4件)
- ・ 学校・教育施設等 679件 (前週最初の営業日663件 : +16件)
- ・ 企業等 1059件 (前週最初の営業日1037件 : +22件)
- ・ その他の施設 292件 (前週最初の営業日281件 : +11件)

- ※ 飲食店には、カラオケや接待を伴う飲食店が含まれている。
- ※ 運動施設「等」には、スポーツチームが含まれている。
- ※ 学校・教育施設「等」には、寮や部活動が含まれている。
- ※ 企業「等」には、官公庁が含まれている。
- ※ その他の施設には、自宅での会食などが含まれている。

出典) 厚生労働省コロナ対策本部疫学データ班作成資料

令和3年3月31日 楽議院厚生労働委員会 立憲民主党 長妻昭 提出資料

○ 厚生労働省本省職員が新型コロナウイルスに感染した場合に備えた対応について（令和2年7月29日改訂）

### 1 すべての職員の留意点

(1) ~ (3) (略)

(4) (略) また、業務後の大人数での会食や飲み会を避けるとともに、会食等で飲食店等を利用する場合には、自己適合宣言マーク等の表示に留意すること。

(5) (略)

＊

都道府県  
各 指定都市  
中 核 市

民生主管部（局）

御中

事務連絡  
令和2年3月25日

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室  
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課保育課  
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課  
厚生労働省子ども家庭局母子保健課  
厚生労働省社会・援護局保健福祉部企画課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部施策推進課  
厚生労働省老健局総務課認知症施設課  
厚生労働省老健局高齢者支援課  
厚生労働省老人保健課  
厚生労働省老健局老人保健課  
厚生労働省老健局老人保健課

社会福祉施設等職員に対する新型コロナウイルス集団発生防止に係る注意喚起の周知について

社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応について  
では、「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関する医療機関、社会福祉施設等の対応について」（令和2年2月28日付厚生労働省医政局ほか事務連絡）、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年3月6日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか事務連絡）等において、お示ししてきたところである。

また、社会福祉施設等職員に対する新型コロナウイルスの集団発生防止について  
では、「社会福祉施設等職員に対する「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」の周知について」（令和2年3月9日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか事務連絡）等において、お示ししてきたところである。

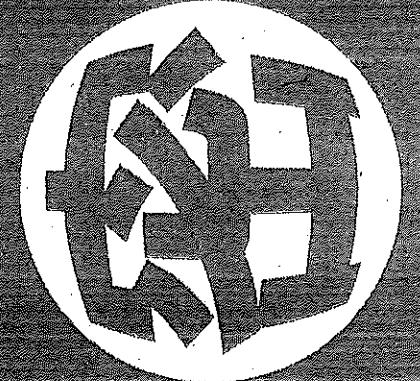
社会福祉施設等の職員が新型コロナウイルスに感染する事例が報告されており、また今般「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年3月

19日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)が公表され、その中でも、「高齢者や持病のある方に接する機会のある、医療、介護、福祉ならびに一般の事業者で働く人は一層の感染対策を行うことが求められます。発熱や感冒症状の確認ならびに、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなどの対応が当分の間求められます。これまでの国内外の感染例でも、家庭内での感染の拡大はよくみられます。同居の家族、特に、そのご家庭の高齢者を訪問される際には、十分な体調確認を行った上で、高齢の方と接していただくようにしてください」とされたところである。

集団感染の共通点は、特に、「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」、「間近で会話や養生をする密接場面」とされており、社会福祉施設等の職員においては、別紙「密」を避け外出しましょう！」も踏まえ、換気が悪く、人が密に集まつて過ごすような空間に集団で集まるなどを避ける等の対応を徹底したいだけるよう、管内の社会福祉施設等に対する周知をお願いするとともに、都道府県においては、管内市町村(特別区を含む。)に対する周知をお願いしたい。

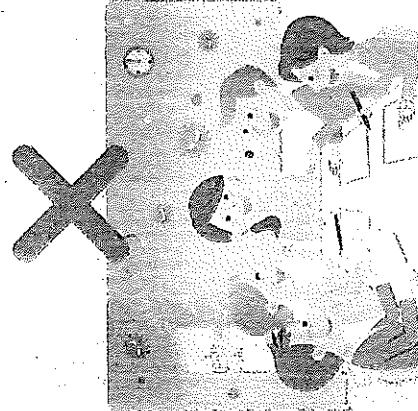
⑥

新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をねがいします。



# を逃げて を逃げましよ!

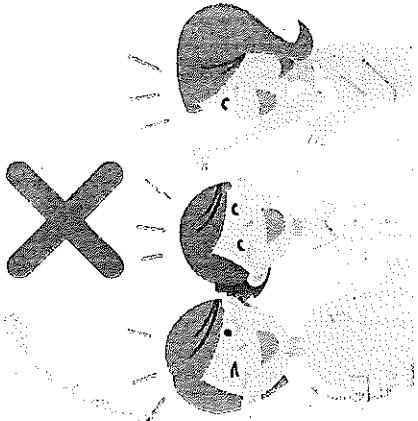
①換気の悪い  
密閉空間



②多数が集まる  
密集場所

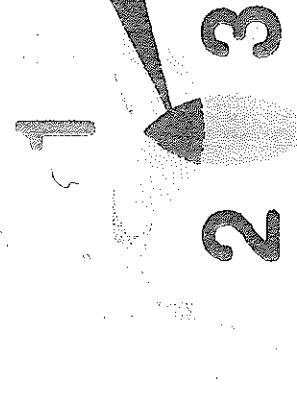


③間近で会話や  
发声をする  
密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。  
イベントや集会で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。

3つの条件がそろう場所が  
クラスター(集団)発生の  
リスクが高い!



※3つの条件のほか、共同で使う物には  
消毒などを行ってください。



厚生労働省

Prime Minister's Office of Japan

7

検索

- 感染が流行している地域では、人の接触機会の低減の観点から、外出を制限する等の対応を検討すべきである。

(2) 職員の取組

(感染症対策の再徹底)

- 職員、利用者のみならず、面会者や委託業者等、職員などと接触する可能性があると考えられる者含めて、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により、感染経路を断つことが重要であり、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」、「介護現場における感染対策の手引き」等を参照の上、対策を徹底すること。
- 職員は、各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底すること。なお、過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後 24 時間以上が経過し、咳などの呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該職員の健康状態に留意すること。  
該当する職員については、管理者に報告し、確実な把握を行うよう努めること。
- ここでいう職員とは、利用者に直接介護サービスや障害福祉サービス等を提供する職員だけでなく、事務職や送迎を行う職員、調理員等、当該事業所のすべての職員やボランティア等含むものとする。
- 発熱や呼吸器症状等により感染が疑われる職員等については、「[新型コロナウイルス 感染症についての相談・受診の目安]」の改訂について」（令和 2 年 5 月 11 日厚生労働省子ども家庭局総務課少子総合対策室ほか連名事務連絡）を踏まえて適切に対応すること。
- 職場はもとより、職場外でも感染拡大を防ぐための取組を進めることが重要であり、換気が悪く、人が密に集まつて過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底すること。
- 職員が感染源となることのないよう、症状がない場合であっても利用者と接する際にはマスクを着用すること。食堂や詰め所でマスクをはずして飲食をする場合、他の職員と一定の距離を保つこと。

(3) リハビリテーション等の実施の際の留意点

- 社会福祉施設等においては、利用者の廃用症候群防止や ADL 維持等の観点から、一定のリハビリテーション又は機能訓練や活動を行うことは重要である一方、感染拡大防止の観点から、「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集

新型インフル特措法改正法案の条文誤りに係る事案について

- 先般、国会で御審議いただいた新型インフル特措法改正法案（感染症法部分）において条文及び新旧に誤りがありました。このことにつきまして、お詫び申上げます。
- また、この条文の誤りについては、今般確認したところ、与野党における修正協議の過程で衆議院法制局からその旨の知らせを受けた厚生労働省の職員がいたものの、それが局内幹部への共有に至らず、結果的に与野党協議に関わっておられた先生を始めとする国會議員の皆様及び国民の皆様へのご報告が遅くなってしまったことについて、重ねてお詫び申し上げます。

1. 誤りの内容  
(別紙参照)

年頭会  
1/29

2. 厚生労働省にて確認した経過

- 1月28日(木) タ刻、自民・立憲幹事長会談で修正協議について合意。
- 1月28日(木) 夜(23時40分頃)、衆議院法制局から、誤り部分の修正を含めた、最新の修正案を受領。
- 1月29日(金) 衆本会議
- 1月29日(金)、衆議院法制局担当者より省内の法改正チームの担当者に電話。その電話の中で、第5項としているのはなぜか、第6項ではないかとの趣旨の照会があった。
- これに対し、同日、衆議院法制局の御指摘のとおり、第6項が正しいと電話にて回答。
- 上記やりとりによりに、法改正チームの担当者の一部が条文に誤りがあつたことを

認識したが、速やかに局内幹部に報告すべきところ、当該担当者は法案審議に向けた対応や、衆議院修正案への対応、成立後早期に施行される下位法令の準備等も行なうなど、忙殺される中で、局内幹部への報告には至らなかつた。

※法改正チームは、法案作業に専念するため、通常の執務室とは別の会議室に籠もつて作業していた。

※当該職員は法案と無関係の部署からの応援で業務に従事しており、法案成立・施行後は、元の部署にて勤務又は更に別の部署の応援業務に従事。

○2月1日（月）衆内閣委等（修正案提出）

○○3月24日（水）夕刻、再度総点検の指示があつた中、局内で再精査したところ、誤りと確認。25日（木）に誤りとして国会にご報告。

3. 今後の対応

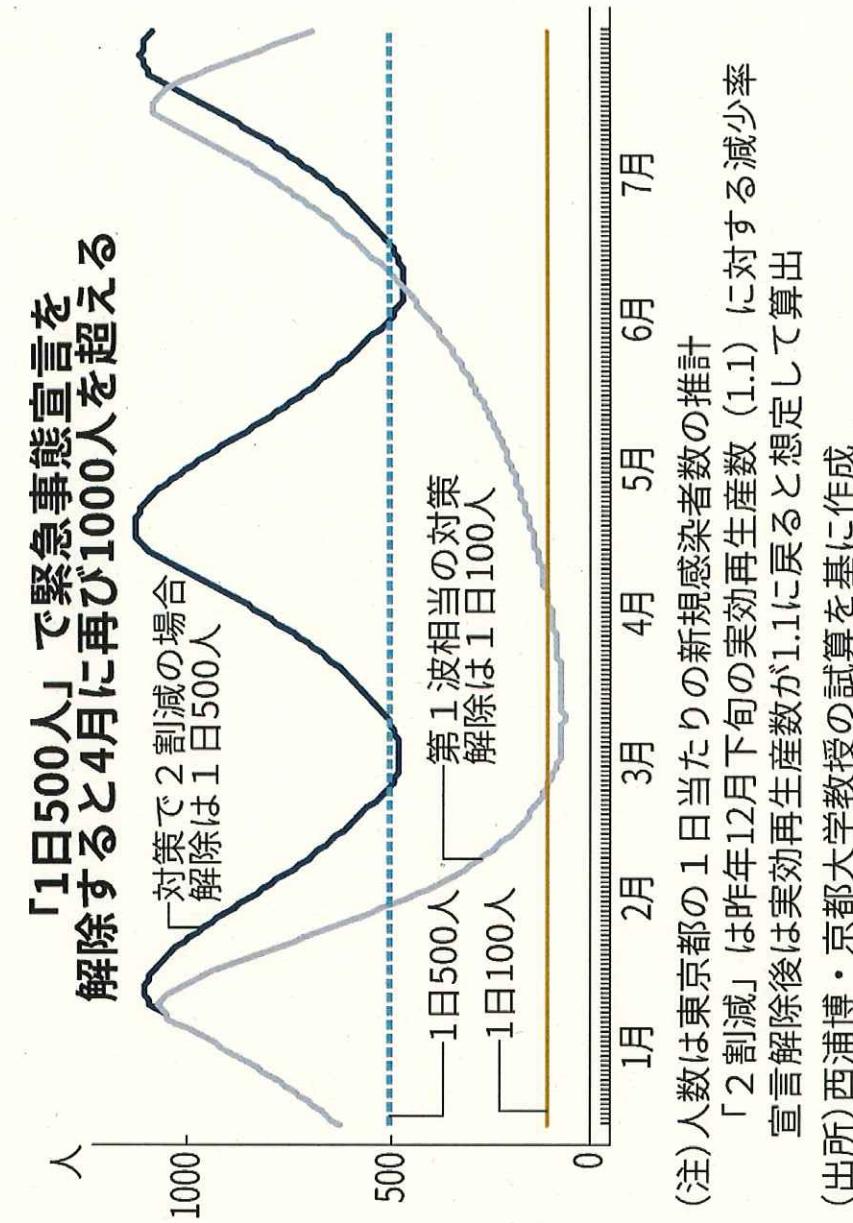
○ 今回の事案を受けて、厚生労働省としては、法案の階層的チェックの取組を強化するとともに、省内の報告・連絡の徹底を図つてまいります。また、職員体制についても、法案の状況等に応じて適切な対応ができるよう見直しを図つてまいります。

## 東京「1日500人」で解除、春に再宣言も 西浦教授が試算

出典) 2021/1/14 22:07 | 日本経済新聞 電子版

東京都の新型コロナウイルスの新規感染者が「1日500人」で今回の緊急事態宣言を解除すると、4月に再宣言が必要なレベル（1日約千人）に戻るという試算を京都大学の西浦博教授（理論疫学）がまとめた。西浦教授は「感染者を十分に減らして解除することが必要」と指摘している。

試算は13日に開かれた新型コロナ対策を助言する厚生労働省の専門家組織の会合に提出された。



(注) 人数は東京都の1日当たりの新規感染者数の推計  
「2割減」は昨年12月下旬の実効再生産数（1.1）に対する減少率  
宣言解除後は実効再生産数が1.1に戻ると想定して算出  
(出所) 西浦博・京都大学教授の試算を基に作成

東京都の新規感染者数は現在、最も深刻な1日平均約500人以上のステージ4。政府は新規感染者数が1日500人を下回つてステージ3に移行することを宣言解除の目安としている。

西浦教授の試算では、宣言解除を「1日100人」にノードルを上げれば、宣言前の状態

に戻ったとしても再宣言が必要なレベルまで増えるのは7月中旬にずれ込む。

東京五輪は同月下旬に予定されている。五輪前の再宣言を回避するためにには100人未満まで下げたうえで宣言前より厳しい対策が必要となる。

1日平均100人に下げるためには第1波の宣言相当の厳しい対策にすれば2月下旬に達成できるといつ。試算ではワクチンの効果や感染拡大に関わる気温の変化などの影響は考慮していない。

西浦教授によると、1人が感染させる人数を示す実効再生産数は、東京都では昨年12月下旬で1.1。今回の緊急事態宣言で2割減つて0.88になつたとすると2月下旬に500人を下回る。

だがこの時点で宣言を解除して宣言前の状態に戻ると4月中旬には千人を上回るという。再び宣言を出しても同じ解除基準では7月下旬に宣言が必要になるとしている。

西浦教授は「1日500人」を今回の宣言解除の目安とする政府方針について「長期的な見通しに基づいて決めるべきだ」と求めている。

(社会保障エディター 前村聰)

本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は、日本経済新聞社またはその情報提供者に帰属します。また、本サービスに掲載の記事・写真等の無断複製・転載を禁じます。

Nikkei Inc. No reproduction without permission.

# 新型インフルエンザ総括会議 報告書(ボディシート) 2010年6月 ～パンデミックの教訓を総括～

40人超の専門家と計7回討議  
(尾身茂氏、岡部信彦氏らも構成員として参加)

## 発生前の段階から体制強化を

- 法制化 対策の実効性を確保するための法制化
- ワクチン 国産ワクチン生産体制の強化
- 検査体制 PCRを含めた検査体制などの強化
- 水際対策 発生前の段階から対策の準備と実践
- 日本版CDC 米国CDCなどを参考に感染症対策機関
- 医療体制強化 感染症対策のための人、モノ、金の支援
  - 医療従事者の死亡、後遺症等の場合の補償
  - 発熱センター等設置時に誤解を与えない名称
- ホットライン 国、地方、医師会、医療関係者等とのホットラインのための確認

(出典) 平成22年6月10日「新型インフルエンザ (A/H1N1) 対策総括会議報告書」を基に長妻昭事務所で作成

令和3年3月31日 衆議院厚生労働委員会 立憲民主党 長妻昭 提出資料



## 筆者についての事実誤認も 「田村厚労大臣よ、 年金機構にダメされるな」

**田** 村憲久厚労大臣と立憲民主党代表代行で昭代議士が、激しいバトルを繰り広げている。社会保障審議会・年金事業管理部会に設けられた検証作業班作成の「中間報告書」をめぐつてである。この「中間報告書」は、3年前、年金受給者の皆様（扶養親族等申告書）の入力業務を、中国の関連企業に再委託していた「SA企画」について再調査したものだ。当時、日本年金機構や厚労省年金局は、中国側には「氏名とフリガナ」だけしか渡っていないと説明していた。

しかし「中間報告書」は、「実際に他の情報が開示されていた可能性がある」と記載。「情報漏洩の可

能性についての機構の説明は不十分である。客観的根拠を示したうえで、情報漏洩の可能性の有無について説明する必要がある」と指摘している。これまでの説明と真っ向から対立する内容だけに、2月17日の衆議院予算委員会で長妻代議士が質問したところ、権限の水島藤一郎理事長は、当時、法令等違反懲役にSA企画の契約違反を通報してきた匿名メールをはじめて公表した。そこには「大量の個人情報が中国のネットで入力されています。普通の人でも自由に見られています」と書かれていたうえ、サンアルとして一組の夫婦の個人情報が列記されていた。

「氏名とフリガナ」のほか、夫の生年月日、妻の生年月日、ふたりの自宅住所と自宅電話

番号、妻の年間所得額に加え、ふたりのマイナンバーまでが記されていたのである。水島理事長は、これら個人情報はすべて実在する人物のもので、真正な記録であることを認めている。

**だ** は、徹底的な再調査を田村大臣に求めているのだ。マイナンバーを含む個人情報が、大量に中国側に流出していて、普通の人が自由に見ていただければ、オレオレ詐欺などの犯罪集団が入手し、すでに多数の被害者が出てるかもしれない。空恐ろしくなるほど深刻な問題なのだが、田村大臣は、調査への重い腰を一向に上げようとしない。再調査などされたら困る年金局が、「実態を隠す隠瞞のレクチャ」を繰り返し、大臣を必死に驚き止めているのだろう。

田村大臣が、年金局の虚偽説明に惑わされ、事態を正確に認識していないことは、「中間報告書」への以下の国会答弁でも明らかだ。「個人情報

漏洩の可能性への指摘は検証作業班（4人の中のおひとりが仰つてお話を、4人が合意しているわけではない）。

この「おひとり」とは、私のことである。SA企画の事故後、「検証作業班」は年

金事業管理部会の委員のなかから4名が指名され発足した。そのひとりが私で、「中間報告書」のドラフト担当と

して、「中間報告書（詳細版）」の草稿を書き上げている。

その草稿を、もうひとりの委員が2ページの報告書に要約。それに他の委員が加筆修正し、意見が分かれたところは両論併記としたのち、年金

事業管理部会の増田寛也部会長と大山永照部会長代理も交え、6委員による複数回の協議を経て完成させたものだ。

昨年10月2日、部会に提出するにあたっては、増田部会長から要望のあつた記述変更についても、4委員の同意を得て採用している。田村大臣は、少なくとも国会での誤った答弁だけでも、早急に訂正すべきだろう。

この欄は森功氏、岩瀬達哉氏、青木理氏、金平茂紀氏のリレー連載です

いわせ・たつや／55年和歌山県生まれ。編集プロダクション勤務を経てフリー。04年、「年金大崩壊」「年金コ森永事件全真相」が好評発売中。新著「キツネ目グリコ森永事件」が好評発売中

出典)『週刊現代』2021.4.3より抜粋

## 厚生労働省老健局職員による送別会の概要について

令和3年3月31日  
厚生労働省老健局

- 令和3年3月24日（水）、課長を含む、厚生労働省老健局老人保健課の職員23名が、人事異動に伴う送別会の趣旨で会食を行った。そのうち、送別対象となる異動者が10名であった。
- 予約については、開始からの2時間制であり、終了時刻は21時を過ぎてもよいと認識し、行っていた。その際、自己適合宣言マーカは確認していなかった。
- 会食には、職員が順次参加しており、開始時刻は、最初の参加者が到着した19時15分頃で、最終の参加者が到着した時間は22時30分頃であった。また、会食の終了時刻は、23時50分頃であった。
- 当日の費用は、合計で20万7,590円であり、老人保健課の職員で積み立てている親睦会費により、支払われたものである。
- 帰宅に当たり、3名がタクシーを利用しており、全員が自費でタクシーチャージを支払っている。（厚生労働省のタクシーチケットは使用していない。）

本事案に係る職員の入退店の状況に  
関する調査結果（入店時刻順）

	入店時刻	出店時刻
1	1 19：00過ぎ	2 3：00前
2	1 9：00過ぎ	2 1：00過ぎ
◎3	1 9：15頃	2 3：20頃
4	1 9：15頃	2 3：00過ぎ
5	1 9：30頃	2 3：50頃
6	2 0：00前	2 3：00頃
7	2 0：00前	2 3：00頃
8	2 0：00前	2 3：45頃
9	2 0：00頃	2 3：50頃
10	2 0：00頃	2 3：30頃
11	2 0：00頃	2 3：30頃
12	2 0：00頃	2 3：30頃
13	2 0：00頃	2 3：30頃
14	2 0：00頃	2 3：30頃
15	2 0：00頃	2 4：00前頃
16	2 0：30頃	2 3：30頃
18	2 0：30頃	2 3：00頃
17	2 0：30頃	2 2：30頃
19	2 1：00頃	2 3：50頃
20	2 1：00過ぎ	2 3：10頃
21	2 1：30頃	2 2：30頃
22	2 2：30頃	2 3：50頃
23	2 2：30頃	2 3：30頃

◎は課長